



ららくるにしばた

☎43-3434

ママの産後ケア

ヨガやピラティス、筋コンディショニングで産後の機能回復をしましょう。

時 11月19日(金) 10時15分～11時

講 杉浦秀美氏

対 1歳誕生月までの子の母親

申 11月5日(金)10時より電話又は直接

※5日(金)は電話でのみ受け付けます。

親子ヨガ

親子でスキンシップしながら、楽しく体を動かしましょう。

時 11月26日(金) 10時30分～11時

講 杉浦秀美氏

対 1歳誕生月の翌月～2歳誕生月の子と母親

※きょうだいを連れての参加はできません。

申 11月12日(金)10時より電話又は直接

※12日(金)は電話でのみ受け付けます。

全共通

所 ららくるにしばた
定 各6組 (先着順)

棚尾児童センター

☎48-2278

2歳の音楽あそび

音楽療法の先生と色んな楽器で遊ぼう。

時 11月24日(水) 10時～10時25分、10時30分～10時55分

講 山内由布子氏

対 市内在住の2歳の子と保護者

申 11月5日(金)10時より電話又は直接

びよびよタイム**ママのためのストレッチバレエ**

ストレッチで疲れた体をリフレッシュしましょう。

時 11月26日(金) 10時30分～11時30分

講 鏑本麻理香氏

対 市内在住の生後6か月～

1歳になる月の子と母親

申 11月4日(木)10時より電話

又は直接



全共通

所 棚尾児童センター
定 各6組

こころっくしんかわ

☎42-5569

英語で遊ぼう

楽しく英語に触れましょう。

時 11月18日(木) 10時30分～11時15分

講 高松梓乃氏

対 2歳3か月～就園前の子と保護者

※きょうだいを連れての参加はできません。

定 10組 (先着順)

申 11月11日(木)10時より電話

ここチャレンジ

卓球やクライミング、プラバン作りをします。

時 11月11日(木)、18日(木) 15時30分～16時30分

対 小・中学生

定 12人

申 不要



全共通

所 へきなん福祉センターあいくる

東部児童センター

☎93-1195

ちびっこたいむの誕生会

11月の誕生児のお祝いや、絵本又は紙芝居の読み聞かせと体操を行います。11月の誕生児の人は受け付け時に職員に申し出てください。

時 11月9日(火) 11時10分～11時20分

対 未就園児と保護者

申 不要

わらべうたであ・そ・ぼ

わらべうたを通して親子の触れ合いを楽しみましょう。

時 11月26日(金) 10時～10時30分、10時40分～11時10分

講 東りつ子氏

対 市内在住の未就園児と保護者

定 8組

申 11月10日(木)10時より電話又は直接

※10日(木)は電話でのみ受け付けします。

全共通

所 東部児童センター

へきなんこども園 ☎41-7394

親子でenjoy

発達に合わせたおもちゃや遊び方を紹介します。

- 時** 12月9日(木) 10時～11時
- 所** へきなんこども園
- 対** 就園前の親子
- 定** 6組 (先着順)
- ¥** 300円/組 (おやつ・保険代含む)
- 申** 11月9日(火)9時より電話又は直接

文化会館 ☎42-3511

親子ふれあい講座

親子でチャレンジ! コマ回し講座

コマ回し名人によるコマ回しを親子で楽しく習ってみませんか。

- 時** 12月12日(日) 10時～11時30分
- 所** 文化会館
- 講** とに～ず (谷直柔・幹太兄弟)
- 対** 小学生親子(親1人につき子ども2人まで)
- 定** 10組 (先着順)
- ¥** 200円/人 (コマ代含む/当日集金)
- ※使用したコマは持ち帰れます。
- 申** 11月4日(木)9時より電話又は直接

油ヶ淵水辺公園 ☎41-1515

生き物観察会

油ヶ淵の田んぼビオトープにいる生き物を、捕まえて観察します。



- 時** 11月14日(日) 10時～12時 (9時30分～受付)
- 所** 油ヶ淵水辺公園自然ふれあい生態園
- 定** 30人程度 (先着順)
- 持** 汚れても良い服装、帽子、長靴、タオル、飲み物、タモ、観察ケースなど
- 申** 不要

クリスマスリースをつくろう!

クリスマスリースを手作りします。

- 時** 11月20日(土) 9時30分～10時30分、11時～12時
- 所** 油ヶ淵水辺公園桃の園休憩所
- 講** 藤田真理子氏
- 対** 3歳以上
- 定** 各10人
- ¥** 1,000円
- 申** 11月5日(金)9時より電話



全共通

- ・ 荒天中止
- ・ 小学3年生以下は保護者同伴

児童手当を受けるには申請が必要です

☎ こども課育成支援係 ☎95-9886

児童手当は、中学校卒業までの児童を養育している人に支給されますが、申請して市の認定を受けなければなりません。出生、転入、転出などにより児童の人数の変更や異動があったときは、速やかにこども課に申請してください。なお、児童を養育している人が公務員の場合は勤務先に申請してください。

手当は、申請の翌月分から支給します。申請が遅れた場合は、受給できない月が発生しますので、必ず遅れないように申請してください。

●里帰り出産の人は申請忘れに注意してください

出生届は、本籍地、住所地、出生地のいずれでもできますが、児童手当の手続きは受給者の住所地でしかできません。出生の翌日から起算して15日以内にこども課で申請してください。

